

# アポイントメントセールスの トラブルに注意

**相談事例** イベント告知アプリで知った無料の副業セミナーに参加した。講師と連絡先を交換したら、後日SNSに会おうと連絡がきた。カフェで会うと「副業のサポートをしているので、一緒にがんばろう」と勧誘され、50万円で転売ビジネスのノウハウを教えてもらう契約をしたが、高額なのでやめたい。

## トラブルにあわないために

事業者が消費者に勧誘の目的を告げずにカフェや店舗などに呼び出し、「あなただけ特別安くする」などと勧誘して契約させる手口をアポイントメントセールスといいます。

最近ではSNSやセミナーで知り合った人の後日会おうと誘われて、副業や儲け話の情報商材やビジネス講座などの勧誘をされるケースが増えています。実際にやってみたが儲からないといったトラブルも寄せられています。SNS上では悪質業者が友達を装って近づいてきたり、事例のような無料セミナーが勧誘目的で行われている場合もありますので、必要がなければはっきり断りましょう。

アポイントメントセールスで契約してしまった場合は、契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフが可能です。また、事業者の説明に嘘があった場合などは契約の取り消しを主張できる可能性がありますので消費生活センターにご相談ください。



友達を装ったり、無料セミナーを開催して勧誘の機会にしている場合があるから気を付けるワン。

